

令和5年10月版 土木工事標準積算基準書（改定・訂正）

令和5年10月1日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編</p> <p>93</p> <p>第2編 地質調査業務</p>	<p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>△：委託業務で土壌分析を計上する場合は諸経費の対象外として積算すること。</p>	<p>赤書き箇所：訂正</p> <p>2) 一般管理費等 当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。</p> <p>(イ) 一般管理費 一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。</p> <p>(ロ) 付加利益 付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料、その他の営業外費用等を含む。</p> <p>(2) 解析等調査業務費 解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料等にもとづき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用である。</p> <p>(3) 消費税相当額 消費税相当額は、消費税相当分とする。</p> <p>△：環境測定分析費（土壌分析等）の計上において、発注者が環境測定分析業者に直接持込む場合は、諸経費の対象外として積算すること。</p>